学校生活の心得

この学校生活の心得は生徒諸君が本校の教育目標に従い、よりよい学校生活を送り、良い校風を築いてゆくために必要な実践上の心得を示したものである。従って、本校生徒諸君は、すすんで自主・自律的にこの指針の履行に努めよう。

1　登下校

(1) 登校は朝のホームルーム開始の時刻までにする。

(2) 登校後の外出は認めない。外出を必要とする場合は、必ず学級担任あるいは関係職員の許可を受ける。**(外出許可証)**

(3) バイクや自動車を運転して登下校すること及び制服での運転を禁止する。また、友人等の運転するバイクや自動車に同乗して登下校することも事故防止から禁止する。

(4) 自転車通学を希望するものは、所定の届を提出する。**(自転車使用通学届)**

(5) 登校は、平日は午前7時以降、土・日・祝日は8時以降とする。下校時刻は午後6時とする。部活動などで下校時刻を延長する場合は顧問などの許可を得る。

(6) 登下校する際は制服を着用する。履き物は靴とし、上履きは所定のものを使用する。なお、特別の理由で着用・使用できないときは、許可を受ける。**(異装届)**

2　届出・願出

（1）欠席は、事前にすぐーる上で学級担任に届け出る。

松陽高校　代表電話番号	045-803-3036
55 期（１年）電話番号	045-803-4256
54 期（２年）電話番号	045-803-4258
53 期（３年）電話番号	045-803-4254

（2）遅刻、早退、欠課は、すぐーる上で学級担任に届け出る。

（3）忌引の場合は、保護者がすぐーる上で学級担任に届け出る。なお、忌引きは次の基準による。

○父母…７日　　○祖父母、兄弟姉妹…３日

○曾祖父母、伯叔父母、その他同居親族…１日

(4)学校感染症にかかった場合、学校保健安全法に基づき、出席を停止させることがある。

○学校は集団生活の場なので、感染症の流行を防ぐには特に配慮が必要である。

○医師に学校感染症の診断を受けた場合は、必ず学校に連絡をする。

○感染の予防に要した期間を出席停止扱いとし、欠席扱いにはならない。

○登校再開後、本校指定の「学校感染症報告書」に必要事項を保護者が記入し、１週間以内に担任へ提出する。〈診断書等は有料になるため不要〉

○学校感染症の種類

第二種	[**飛沫感染する感染症で生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い**] インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか)、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ)、風疹、水痘（水ぼうそう)、咽頭結膜熱（プール熱)、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	[**学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある**] コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

（5）選抜のための学力検査の受検等による欠席の場合、所定の届けを保護者が記入して提出する。入学試験または就職試験による欠席の場合、所定の届けを記入して提出する。

（6）学校生活における突然の体調不良やけがが起こった時の処置に備え、緊急連絡先の変更はすみやかに申し出る。

（7）学校施設、備品等の借用は、あらかじめ届け出て許可を受ける。

（8）校舎、校具その他の公共物を大切にし、万一、破損又は汚損したときは、すみやかに学級担任を通して管理渉外グループに届け出る。**（器物破損届）**

3　通学について

基本的には次の通りとするが、緊急の場合には「すぐーる」「Google Classroom」により知らせる。

(1)　**荒天時の対応について**

1．台風、暴風雨の場合

時点	**神奈川県東部の警報発令状況**	**対応**
午前 6 時 30 分	「大雨」および「暴風」の二つの警報がでている。**または、台風に起因する「大雨警報」および「強風注意報」がでている。**	自宅で待機とする。
午前 10 時	警報**または、台風に起因する「大雨警報」および「強風注意報」**が一つでも解除された。	5 校時目から授業とする。 SHR は始業時間の 10 分前から。
午前 10 時	引き続き**「大雨」および「暴風」の二つの警報がでている。または、台風に起因する「大雨警報」および「強風注意報」**がでている。	臨時休校とする。

２．大雪の場合

<table>
<tr><th>時点</th><th>神奈川県東部の警報発令状況</th><th>対応</th></tr>
<tr><td>午前 6 時 30 分</td><td>「大雪」および「暴風雪」のいずれか一つでも警報がでている。</td><td>自宅で待機とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">午前 10 時</td><td rowspan="2">警報が解除された。</td><td>5 校時目から授業とする。</td></tr>
<tr><td>SHR は始業時間の 10 分前から。</td></tr>
<tr><td>引き続き「大雪」および「暴風雪」のいずれか一つでも警報がでている。</td><td>臨時休校とする。</td></tr>
</table>

（注　　意）

1.レベル 4 大雨危険警報・レベル 5 大雨特別警報・暴風特別警報・大雪特別警報・暴風雪特別警報が 1 つでも発令した場合、自宅待機とする。

2.登校するときは、通学経路の安全や交通機関の状況を確認したうえで、十分気をつけて登校する。

3.通学範囲が広がっているため、通学経路の天候（積雪などの状況を含む）や交通機関の状況で危険が予想されると保護者が判断した場合は、登校を見合わせ学校にその旨を保護者からすぐーる上で学級担任に届け出る。なお、状況により遅刻及び欠席をした場合は、原則出席扱いとする。

4.学校では生徒の出席状況に応じた授業を行う。

5.警報発令状況については、テレビ・ラジオ・インターネット等の気象情報で各自が確認する。

（2）**交通機関の混乱時における通学について**

ストライキや事故による交通機関の混乱があるときは、無理をしないで安全な方法で登校する。上記について、登校しなかった場合及び遅刻した場合は、申し出により出席扱いとする。

（3）**平常時の通学について**

ア．多少不便でも安全な通学方法を選ぶ。

イ．徒歩又は自転車で人通りの少ない道を通って登下校する時は、なるべく複数で行動する。

ウ．何らかの事情で帰宅時間が遅れるような場合は家庭に連絡する。

エ．道路・歩道では広がって通行しない。

オ．道路を横断するときは横断歩道を通行し、交通信号によく注意する。

カ．通学途中において不審者（ゆすり・たかり・暴漢・痴漢等）に遭遇した時は安全な方法で急場を避け、ただちに 110 番に通報し、その後学校に連絡する。

キ．交通事故に遭った（交通事故を起こした）時は、ただちに 110 番（必要があれば 119 番も）に通報し、その後学校に連絡する。

ク．自宅近くの帰路が、暗い道、人通りの少ない道、風紀の悪い場所など、危惧のある場合はできるだけ家の人に出迎えてもらう。

4　生活一般

（1）本校生徒は、校内外において、高校生としての自覚を常にもち、良識ある行動をとる。

（2）互いに人格を尊重し、気持ちよいあいさつを心がける。

（3）服装は服装規定に従い本校生徒にふさわしい端正調和の美を失わないようにする。

（4）特別の理由によって所定の服装が着用できない場合は、学級担任に届け出て許可を受ける。**（異装届）**校章は左襟につける。

（5）法規に反すること（飲酒、喫煙等）はもちろん、高校生としての品位を傷つけるような行為は、してはならない。また、学習生活に不必要なもの、品位を傷つけるような物品の所持は望ましくない。

（6）頭髪等は、本校生徒にふさわしい端正調和の美を失わないようにする。頭髪の染色・脱色はしない。

（7）所持品は、華美にわたらず、また必ず学年、組、氏名を明記する。必要以上の金品は持参しない。なお、貴重品の所持、保管については、自分で責任を持って行う。

（8）金品の紛失、盗難、拾得の場合、すみやかに学級担任又は関係職員に届け出る。

（紛失、盗難、拾得物届）

（9）生徒間の金銭、物品の徴収もしくは売買、貸借は、みだりにしてはならない。やむをえず徴収する場合は、必ず関係職員に届け出て許可を受ける。

（10）校内の掲示物、印刷、出版物の配布等は、生徒会及び関係職員の許可を受けなければならない。

（11）校内において、集会、対外試合、その他の行事を催すときや、本校生徒として個人又は団体で校外団体へ加入するときや、校外の競技会、発表会、会議、その他の行事に参加するときは、関係職員を通じて学校の許可を受けなければならない。

５　服装規定

(1) 生徒は１年間を通し、白色無地のワイシャツまたはブラウスの上に、本校所定（図を参照）の制服を正装として着用し、上衣に校章をつける。制服Ｂタイプのベストの着用は自由とする。

(2) ４月１日～11 月 30 日を略装可能期間とし、上衣、ネクタイ・リボンの着用を自由とする。また、この期間は白色、黒色、濃紺色の無地（ワンポイント可）のポロシャツを着用、無地で華美でないセーター、カーディガン、ベストでの登下校を認める。

(3) ベスト、Ｂタイプのスラックスの着用は任意とする。

(4) コート等を着用する場合はブレザーの上に着用し、場にふさわしく整ったものとする。

（Ａタイプ）

上衣……紺サージ、片前・ケン襟・二ツ釦・胸ポケット・腰ポケット付。腰ポケットはフタ付とする。フラワーホール付。

ズボン……裾折返し付（腿の細いもの、裾口の細いもの、ラッパ型は着用しない)。

Ｙシャツ……白色とする。縞のあるものは着用しない。

ネクタイ……学校指定のものを着用する。

（B タイプ）

上衣……紺サージ、W前六ツ釦・腰ポケットフタ付。フラワーホール付。

ベスト……胸アキはＶ型、丈はウエスト線より 10 ㎝。（着用は任意。）

スカート……腰ドメ、車ヒダ前後３本。

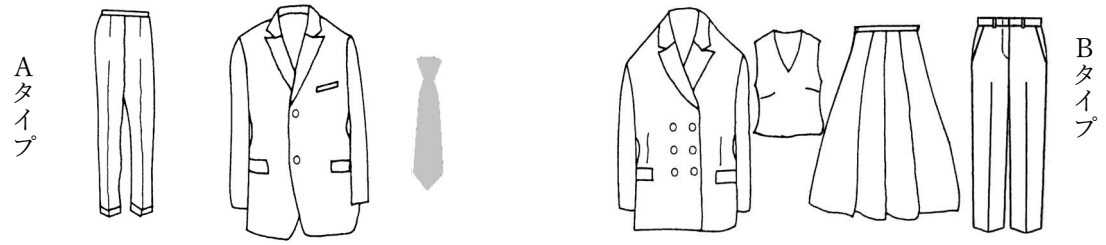
スラックス……裾折返しなし（着用は任意）

ブラウス……白色、Ｙシャツ型を標準とする。

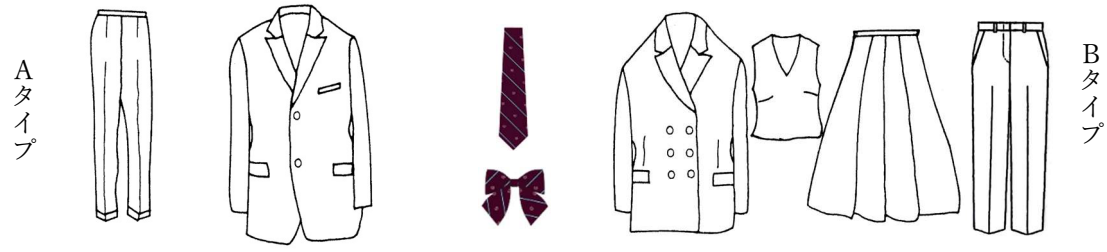
Ｙシャツ……白色無地のものを着用する。

制　服

（53・54 期生）



（55 期生以降）



６　自転車使用通学規定

任意保険に必ず加入し、自転車使用通学届を提出、学校のステッカーをつけ、以下の注意事項を厳守する。なお、ステッカーがはがれた場合や自転車を替えた場合は、担任又は係に申し出て再交付を受ける。

注意事項

（１）暗くなった場合はライトをつけて走行する。

（２）交通標識を守る。

横断歩道・警笛（ベル）鳴らせ・Ｕターン禁止・自転車通行止・一時停止・徐行など

（３）交通信号に従う。

（４）通行方法

左側通行、縦一列通行、狭い道路から広い道路へ出るときは交差点の手前で一旦止まる。踏切り一時停止。並列走行禁止。

（５）自転車の整備をよく行う。

ライト・ブレーキ・ハンドル・ベル等

（６）防犯登録標・鍵をつけ盗難に十分注意する。

（７）手放し・二人乗り・並進・傘さし・携帯電話・スマートフォンの使用・イヤホン

等の着用など危険な走行はしない。

（８）雨天時や天候の悪い時は、バスや電車を利用するようにする。

（９）自転車通学の際は、ヘルメットを着用するように心掛ける。